

<p>【パリ条約による優先権等の主張】 <u>【国・地域名】</u> [略]</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】 <u>【国・地域名】</u> [略]</p> <p>6～12 [略]</p>	<p>【パリ条約による優先権等の主張】 <u>【国名】</u> [略]</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】 <u>【国名】</u> [略]</p> <p>6～12 [略]</p>
---	---

備考 表中の [] の記載は注記である。

(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

第七条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 1（第 2 条関係） [略]</p> <p>1 請求人 [略] 住所又は居所 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル (国籍・地域)</p> <p>2 [略] [備考] 1～10 [略]</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の<u>国・地域名</u>を記載する。</p> <p>12 「<u>（国籍・地域）</u>」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した<u>国・地域</u>と同一であるときは、「<u>（国籍・地域）</u>」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>13～20 [略]</p> <p>様式第 2（第 4 条関係） [略] [備考] 1・2 [略]</p> <p>3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考 1 に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の<u>国・地域名</u>を記載する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>様式第 1（第 2 条関係） [略]</p> <p>1 請求人 [略] 住所又は居所 氏名又は名称 ㊦ 又は 識別ラベル (国籍)</p> <p>2 [略] [備考] 1～10 [略]</p> <p>11 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の<u>国名</u>を記載する。</p> <p>12 「<u>（国籍）</u>」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した<u>国</u>と同一であるときは、「<u>（国籍）</u>」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>13～20 [略]</p> <p>様式第 2（第 4 条関係） [略] [備考] 1・2 [略]</p> <p>3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考 1 に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の<u>国名</u>を記載する。</p> <p>4 [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	